



山梨労基発0818第1号  
令和5年8月18日

独立行政法人 労働者健康安全機構  
山梨産業保健総合支援センター長 殿

山梨労働局労働基準部長

### 職場における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場の熱中症予防対策については、令和5年6月16日付け山梨労発基0616第1号「熱中症予防対策の取組の強化について」により取組をお願いするとともに、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて関係団体と連携し、御協力をいただきながら取り組んでいるところです。

今般、職場における熱中症による7月までの死傷者数（死者・休業4日以上、速報値）を取りまとめたところ、山梨県内では3名が4日以上休業する労働災害が発生しました。全国でみると、令和5年は死傷者数が過去5年で2番目に多く、特に7月は死傷者、死亡者共に過去5年間で最多となっております（別紙1）。

例年、熱中症の発生は7月から8月にかけて急増しており、気象庁が8月3日に発表した関東甲信地方の1か月予報（別紙2）では、1か月をとおして気温がかなり高くなる見込みとされています。

例年8月は山梨県も職場における熱中症の発生件数が最多となっていることから、対策に万全を期することが重要です。「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）及び「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」（令和5年3月3日付け基安発0303第1号）に基づいて、関係事業者へ熱中症予防対策の周知をお願い申し上げます。特に、記録的な暑さを踏まえ、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請することなど、状況に応じた熱中症予防対応の実施について、一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。